

地方の道路整備の促進と予算確保を求める意見書

半島地域に位置し、国土幹線軸から遠く離れた和歌山県にとって、紀伊半島を一周する高速道路をはじめとした道路ネットワークの整備は、企業立地や観光振興、農林水産業の振興など、県民の将来のチャンスを保障するものとして、さらに県土の防災対策としても必要不可欠であり、県民が長年にわたり熱望しているところである。

本県のような地方の住民は、都市部の住民に比べ多くの揮発油税を負担しているにも拘わらず、これまで幹線道路ネットワークは効率性、採算性の観点から需要の大きい都市部から整備され、その結果、本県では未だ高速道路のミッシングリンクが解消されず、国道・県道においても改良率が全国ワースト3位であるなど、道路整備が著しく立ち遅れており、発展を阻害され、日常生活にも支障を来している。

このような中、待望していた近畿自動車道紀勢線御坊～南紀田辺間の4車線化事業が執行停止され、さらに来年度の概算要求において道路関係予算が大幅に削減されたことは、ようやく順番が回ってきた本県の道路整備の行方に、大きな危機感を抱かざるを得ない。

よって、国が果たすべき責務として、これまでの道路整備をはじめとする国土政策において地方が被ってきた不公平を是正し、地方の発展するチャンスを確保するため、地方が必要とする道路整備を遅らせることのないよう、政府・国会は次の事項について留意されることを強く要望する。

記

- 1 近畿自動車道紀勢線の紀伊半島一周や4車線化、並びに京奈和自動車道や直轄国道などの基幹道路ネットワークは、国が最後まで責任を持って早急に整備すること。（別表参照）
- 2 県内外との連携を強化し県内の一体的発展に資する補助国道等の幹線道路から、通勤・通学をはじめ日常生活に不可欠な県道等の生活道路に至る地方の道路整備を促進すること。（別表参照）
- 3 これら地方の道路整備を着実に進めるために必要な国及び地方の道路予算を確保するとともに、道路整備の遅れた地域に対して優先的に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安 民浩

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）
国家戦略担当大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（行政刷新）

